新旧対照表

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	修正前(令和5年9月15日時点)	修正後(令和5年11月17日時点)
1	入札心得	4	第13条	第3項		基本協定の締結等	上旬)までの期間において、~又は建設業法第27条の23の規定による経営事項審査の審査基準日が落札決定日 <u>以降である</u> 「経営規模等評価結果通	落札決定の日(令和6年5月下旬)から基本協定締結の日(令和6年6月上旬)までの期間において、~又は建設業法第27条の23の規定による経営事項審査の審査基準日が落札決定日時点で最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書」の写しを提出できない場合は、基本協定を締結しないことがある。
2	要求水準書					目次	1. 設計・建設業務基本事項. 23 2. 設計・建設業務内容及び要求水準. 28 第 3 公園管理業務に関する要求水準. 38 1. 公園管理業務基本事項. 38 2. 公園管理業務内容及び要求水準. 41 第 4 魅力向上事業に関する要求水準. 48 1. 魅力向上事業基本事項. 48 2. 魅力向上事業内容及び要求水準. 54	第 1 総則 1 1. 本書の位置づけ 1 2. 適用範囲 1 3. 用語の定義 1 4. 事業概要 3 5. 遵守すべき法規制・適用基準等 12 6. 基本的事項 15 7. 指定管理者の権限 21 8. 保険への加入 21 9. 要求水準の変更 22 10. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律への対応 22 第 2 設計・建設業務に関する要求水準 23 1. 設計・建設業務内容及び要求水準 28 第 3 公園管理業務に関する要求水準 48 1. 公園管理業務内容及び要求水準 48 1. 魅力向上事業に関する要求水準 48 2. 新たな公園施設(民間施設)の基本事項 52 3. 魅力向上事業内容及び要求水準 54 第 5 施設に関する要求水準 56 1. 久宝寺緑地プール全体に関する要求水準 56 2. プールの機能に関する要求水準 56 2. プールの機能に関する要求水準 56
3	要求水準書	21	第1	7	1	行為の許可	 ①行為の許可 条例第4条第1項各号に掲げる次の行為の許可を行うこと。 一 はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること 二 ロケーション又は業として写真撮影をすること 三 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を使用すること 四 条例<u>別表</u>に掲げる公園施設を使用すること 	①行為の許可 条例第4条第1項各号に掲げる次の行為の許可を行うこと。 一 はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること 二 ロケーション又は業として写真撮影をすること 三 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を使用すること 四 条例 <u>別表第一</u> に掲げる公園施設を使用すること

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	修正前(令和5年9月15日時点)	修正後(令和5年 11 月17日時点)
4	要求水準書	38	第 3			項目番号	公園管理業務に関する要求水準 3. 公園管理業務基本事項 3-1. 公園管理方針 3-2. 業務履行期間(指定期間) 3-3. 公園施設の利用日・利用時間 表 2-6 公園施設の利用日・利用時間 3-4. 公園管理業務の内容 4. 公園管理業務内容及び要求水準 4-1. 総括管理業務 4-2. 運営管理業務 4-3. 維持管理業務	第3 公園管理業務に関する要求水準 1. 公園管理業務基本事項 1-1. 公園管理方針 1-2. 業務履行期間(指定期間) 1-3. 公園施設の利用日・利用時間 表 3-1 公園施設の利用日・利用時間 1-4. 公園管理業務の内容 2. 公園管理業務内容及び要求水準 2-1. 総括管理業務 2-2. 運営管理業務 2-3. 維持管理業務
5	要求水準書	48, 56	第 4. 第 5			項目番号	第 2 魅力向上事業に関する要求水準 表 3-1 魅力向上事業の対象業務 第 3 施設に関する要求水準 表 4-1 耐震安全性の目標	第4 魅力向上事業に関する要求水準 表 4-1 魅力向上事業の対象業務 第5 施設に関する要求水準 表 5 1 耐震安全性の目標
6	基本協定書 (案)	1	第 2	(3)		定義	「構成員」とは、 <u>事業者に出資する各企業のうち、代表企業以外のもの</u> を言う。	「構成員」とは、 <u>入札参加者を構成する代表企業・構成企業・協力企業</u> をいう。
7	事業契約書 (案)	15	第3章	第 44 条	3	事業者による賠償 金の支払い	3 前二項の場合において、事業者が既に解散されているときは、発注者は、事業者の代表者であった者及び構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、事業者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して前二項の額を発注者に支払わなければならない。	金の支払いを請求することができる。この場合において、事業者の代表で
8	事業契約書 (案)	15	第3章	第 45 条	(1)	事業者の損害賠償 請求	(1) <u>第80条又は第81条</u> の規定によりこの契約が解除されたとき。	(1) <u>第81条又は第82条</u> の規定によりこの契約が解除されたとき。
9	事業契約書 (案)	8	別紙 4	2	A2	割賦金利の計算に 用いる利率に関す る記載内容の確認	・割賦金利の計算に用いる利率は、施設引渡日の2銀行営業日前の午前 <u>工</u> 事目的物の引渡しの後、契約金額A2の残高を支払う。	・割賦金利の計算に用いる利率は、施設引渡日の2銀行営業日前の午前10時30分現在におけるRIFINITIV東京スワップレート (T. S. R)として表示されるTONAベース15年物 (円/円)金利スワップレート (JPTSRTOA=R FTB)とし、以降は原則として割賦手数料の見直しを行わない。

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	修正前(令和5年9月15日時点)	修正後(令和5年11月17日時点)
10	事業契約書(案)	20	第4章	第 61 条		障がい者法定雇用 率等の達成への取 組	第61条 <u>事業者</u> は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)により規定されている雇用率を達成していない場合は、障がい者雇入れ計画に基づく雇用を誠実に履行しなければならない。	第61条 <u>事業者に出資する構成員</u> は、障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和35年法律第123号)により規定されている雇用率を達成していな い場合は、障がい者雇入れ計画に基づく雇用を誠実に履行しなければなら ない。
11	事業契約書 (案)	2	第2条	第4条		設計・建設業務に係る契約保証金	第4条 事業者は、本事業契約の締結と同時に、 <mark>設計・建設業務に係る契約金額の</mark> 100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は次の各号のいずれかに掲げる担保の提供をもって代えることができる。	第4条 事業者は、本事業契約の締結と同時に、 <u>別紙4における契約金額A並びに当該契約金額に係る消費税等相当額から、A2の割賦利息を除いた額の</u> 100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は次の各号のいずれかに掲げる担保の提供をもって代えることができる。
12	様式集 (Word)	様式 5-7				外注計画書		フッターに「提案受付番号記入欄」を追加
13	様式集 (Word)	様式 5-2- 1				事業計画書	⑧入札参加者の財務状況 様式 <u>5-6</u> 「財務状況の概要」及び入札説明書等に示す必要書類 <u>を提出</u> して ください。	⑧入札参加者の財務状況 様式 3-7「財務状況の概要」及び入札説明書等に示す必要書類 <u>に基づき概要</u> <u>を記載</u> してください。
14	様式集 (Excel)	様式 5-3- 1				事業収支計画書 【SPC】	39 行目 税引前当期利益 (収益還元の記入行が不明)	39 行目 税引前当期利益(収益還元後) 40 行目 税引前当期利益(収益還元前) 41 行目 収益還元
15	様式集 (Excel)	様式 5- 4-2				収支計画書【公園 管理業務】	「服部緑地 野外音楽堂の運営管理費」及び「服部緑地 野外音楽堂の想定収入額」の行 (11 行目、29 行目、46 行目、64 行目、81 行目、99 行目、116 行目、134 行目)	行を削除